

経 済 要 録

国 内

◇経理基準の見直しについて

今般、銀行の経理基準の見直しが行われたが、その改正の主な内容は以下のとおり。

1. 旧「営業純益」の定義を後述3.、4.により見直し、名称も「業務純益」に変更。
2. 科目の内訳を一層明確化させるため、「業務収益(費用)」を①資金運用・調達部門、②役務取引等部門、③その他業務部門の3部門に科目区分したほか、「その他資産(負債)」に内訳科目(「未決済為替貸(借)」、「前払(未払)費用」、「未収(前受)収益」等)を新設。
3. 特金・金外信にかかる運用損益および運用残高を独立科目(「金銭の信託運用益(損)」、「金銭の信託」として新設するとともに、当該損益および当該運用にかかる資金調達コスト(「金銭の信託運用見合費用」)^(注1)を「業務純益」計算上控除^(注2)。

(注1) 「金銭の信託運用見合費用」=「金銭の信託」運用平均残高×「資金調達計」平均利回り

(注2) 「業務純益」=「業務収益」-「業務費用」-「金銭の信託運用見合費用」

4. 投資有価証券関係損益は従来「臨時収益(費用)」段階に一括計上されていたが、今次改正においてはこれを国債等債券部門と株式等部門に分割し、このうち国債等債券部門損益は「業務収益(費用)」(内訳科目「その他業務収益(費用)」)段階に計上。
5. ニュービジネス関連取引等の実態を明確化させるため、当該取引にかかる独立科目(「金利スワップ受入(支払)利息」、「金融先物取引責任準備金取崩(繰入)額」、「証券取引責任準備金(繰入)額」、「貸付(借入)商品債券」、「取引差入証拠金」、「先物取引差金勘定」等)および付表(「金融・証券先物およびオプション取引にかかる損益の内訳」)を新設。
6. 決算状況表の提出期限を「毎営業年度終了後40日以内」から「毎営業年度終了後45日以内」に変更。

◇相互銀行の普通銀行への転換について

大蔵省は、7月26日、相互銀行3行に普通銀行への転換を正式に認める「普通銀行転換認可書」を交付した。

これを受けて3行は、8月1日より新しい行名を掲げ、普通銀行としての業務を開始した。これにより、68行の旧相互銀行のうち、65行が普通銀行に転換した。

◇昭和63年度一般会計決算について

大蔵省は、7月31日、昭和63年度一般会計決算を発表した。これによると、歳出が補正後予算比若干の減少となった(決算総額61.5兆円、補正後予算比△3,807億円)一方、歳入は税収の大幅上振れを主因に、これを大きく上回った(同64.6兆円、+2兆7,556億円)ことから、歳出入差額(「歳計剰余金」)は、3兆1,363億円を計上した。また、これに伴い、歳計剰余金から平成元年度への歳出繰越額および特定財源等要精算額等を控除した「決算剰余金」は1兆7,321億円に達した。

(単位・億円、かつこ内前年度比、%)

歳 入	決 算 総 額(A)	646,073	(5.2)	
うち 税	収	508,265	(8.6)	
税 外	収 入	29,706		
国	債	71,524		
	債	9,564		
	債	61,959		
歳 出	決 算 総 額(B)	614,710	(6.5)	
歳 計 剰 余 金(C)=(A)-(B)		31,363		
前年度以前剰余金使用残高(D)		542		
歳 出 繰 越 額(E)		6,653		
歳出繰越額控除後の当該年度新規発生剰余金 (F)=(C)-(D)-(E)		24,167		
特 定 財 源 等 要 精 算 額(G)		6,845		
決 算 剰 余 金 (財政法6条の純剰余金)	(F)-(G)	17,321		

◇国家公務員の給与改定等に関する人事院勧告について

人事院は、8月4日、国会および内閣に対し、以下の3点を主な内容とする勧告を行った。

1. 一般職国家公務員給与を4月1日にさかのぼって平均3.11%(定昇込み5.16%)引上げること。
2. これと併せて、期末・勤勉手当についての支給月数の0.2か月分上積み(4.9か月→5.1か月)を11年ぶりに勧告。
3. その他の手当でも、単身赴任手当(2~3.8万円/月)の新設、通勤手当支給限度額の引上げ(2.1万円/月→3万円/月)、調整手当(地域給)の支給対象地域見直し等の改善を盛り込み。

◇割引金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、8月債から実施した(7月25日発表)。

	変更後	変更前
割引率(%)	4.63	4.42
発行価格(円)	95.35	95.56
応募者利回(%)	4.876	4.646
〈同 税 引 後(%)〉	3.971	3.788

◇資金運用部預託金利等の引上げについて

- (1) 政府は、資金運用部預託金利を次のとおり引上げ、7月28日から実施した(7月25日決定)。

資金運用部預託金利(約定分)

(単位・年%)

	変更後	変更前
期間 1か月~3か月	2.00	2.00
〃 3か月~1年	3.50	3.50
〃 1年~3年	4.50	4.50
〃 3年~5年	5.00	4.75
〃 5年~7年	5.05	4.80
〃 7年以上	5.10	4.85

(注) ただし、簡保特会預託分の1~3年は5.00%(変更前4.75%)。

- (2) また政府は、これに合わせて資金運用部および簡保資金の財投機関に対する貸付金利を次のとおり引上げ、7月28日から実施した。

資金運用部および簡保資金の貸付金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
資金運用部貸付金利	} 5.10	} 4.85
簡保資金貸付金利		

◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債の発行条件を次のとおり改定し、8月債から実施した(長期国債は7月28日、政府保証債は7月31日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.9	5.0
	発行価格(円)	99.87	98.85
	応募者利回(%)	4.919	5.174
政府保証債	表面利率(%)	4.9	5.0
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	4.974	5.151

◇公募20年物国債の発行条件決定

政府は8月1日、公募20年物国債について価格競争入札を実施し、発行条件を次のとおり決定した(8月2日募入決定)。

公募20年物国債の発行条件

	今回	前回 (1年5月)
表面利率(%)	5.0	5.0
平均発行価格(円)	99.71	98.29
平均応募者利回(%)	5.028	5.171